



全日畜だより

[こちら編集部] (03)-3583-8034

東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

発行日 2020年4月24日

発行NO 2020 - 31号

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、 社会に大きな影響を及ぼす中 「令和2年度」がスタート。

◎ 緊急事態宣言を発令

誰もが想像しえなかった見えない敵「新型コロナウイルス感染」。この危機をどう乗り越えていくのか、「日本型の感染症対策」がはじまった。一刻でも早い終息を願い、毅然とこの危機と対峙したい。

(新型コロナウイルス感染症に係る主な経緯)

- | | |
|-------|---|
| 2月26日 | 安倍首相が全国的なイベントの2週間自粛を要請 (3月10日には、10日間の延長を要請) |
| 2月27日 | 安倍首相が小・中・高校の春休みまでの休校を要請 |
| 3月11日 | WHOがパンデミック(世界的大流行)を表明 |
| 3月24日 | 東京五輪・パラリンピックの開催延期が決定 |
| 4月7日 | 安倍首相が東京・大阪など7都府県に緊急事態宣言を発令 (外出自粛要請 5月6日まで) 政府が緊急経済対策を決定 |
| 4月16日 | 安倍首相が緊急事態宣言の対象地を全都道府県に拡大を発令 (外出自粛要請 5月6日まで) |

◎ 緊急経済対策(命を守り、生活を守る)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的影響は、地域・業種・規模を問わず、実体経済、地域経済の現場に直接収入減をもたらす。令和2年度予算に加えて新たな経済支援が求められている。

(畜産関係者から聞こえる声)

- ・ 技能実習生の生産現場への受入れ見通しが立たない(労働力確保)
- ・ 国内人材も含めた人手不足解消の推進を(労働力確保)
- ・ 経営継続への支援を(返済猶予、減免措置、納税猶予等)
- ・ インバウンド需要の低下への対策を(需要喚起対策)
- ・ 需要喚起対策では解消できない過剰在庫等の物流対策を(物流停滞の解消対策)
- ・ 畜産経営の収益性悪化による経営の継続が不安(経営安定に向けた対策) 等々

◎ 新型コロナウイルス対策

農林水産省(新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部)は、「畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドライン」を定め、1 予防対策の徹底、2 患者発生時の対応、3 施設設備等の消毒の実施、4 業務の継続についてのポイントを示しています。(この資料は、後段で紹介しますが、農林水産省のホームページにも掲載されています。)

(文中での団体の略称標記について)

- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜) | ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基) |
| ・ 協同組合 日本飼料工業会(工業会) | ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会(〇〇県基金協会) |

令和2年度の主要事業が決定

新たに「自然災害に強い畜産経営の実現調査事業」を実施

- ◎ 「養豚農業実態調査事業」 ALIC事業（R2年度）
養豚の主産地の中から4県を抽出して実態調査を実施。生産者へのアンケートによる実態調査の実施、4県で開催するワークショップでの生産者との意見交換の実施、4県から各1事例を抽出しての優良事例調査の実施が事業内容。商系の養豚経営の実態を調査します。
- ◎ 「畜産経営雇用促進調査事業」 JRA事業（R元からR2年度）
畜産の生産現場で緊急性の高い「畜産経営における安定した雇用確保」がテーマ。地域で開催する3回のワークショップで生産者の皆さんと意見交換、都内では全国の生産者が参加するセミナーを開催、2年間の調査結果を基に雇用対策指針を作成します。
- ◎ 「自然災害に強い畜産経営の実現調査事業」 JRA事業（R2～R3年度）
今年度新たに採択された事業です。2年間の事業です。

背景等

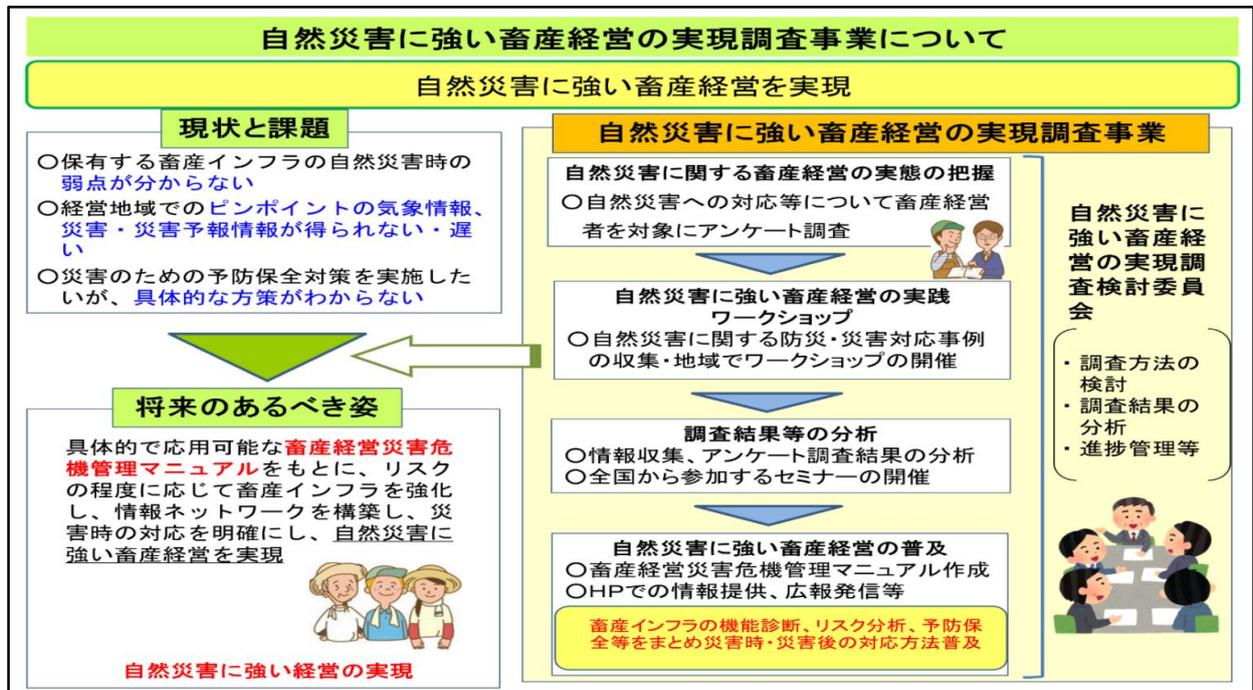
近年自然災害が多発し（台風15号、台風19号等）畜産経営に多大な被害を与え持続的な畜産経営にとって大きな課題となっています。事前の対応、災害時の対応、経営再開を考えます。

事業の概要等

全国の全畜種の生産者の皆さんにご協力いただき、500名規模のアンケート調査を実施。自然災害等の体験、対応、経営再開等について実態を調査します。

全国で生産者が参加するワークショップを開催し、事例発表をもとに会場で意見交換を実施。最終年度には調査結果を基に都内で全国の生産者の代表を招集してセミナーを開催します。

最終年度に、2年間の調査結果を基に、災害時と災害後の対応方法を取りまとめた「畜産経営危機管理マニュアル」を作成し普及啓発を図ります。（下図、事業概念図を参照）



(文中での団体の略称標記について)

- ・一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- 従業員に感染予防策を要請します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ
- 事業者の業態に応じて感染予防策を行って下さい。
 - ※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。
- 従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。
- 手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。
 - ①出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
 - ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
 - ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知して下さい。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施して下さい。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

農林水産省

(文中での団体の略称標記について)

・一般社団法人 全日本畜産経営者協会 (全日畜)

・一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (全日基)

・協同組合 日本飼料工業会 (工業会)

・一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会 (〇〇県基金協会)

3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{*1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{*2}を中心に、アルコール^{*3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール（70%以上）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。**

4 業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、**業務が継続できるよう準備**をお願いします。
- 必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で**業務分担する体制を検討・構築**して下さい。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者（生産者団体を含む）は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）を把握して下さい。
- 事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**して下さい。

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

（文中での団体の略称標記について）

・一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）

・一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）

・協同組合 日本飼料工業会（工業会）

・一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び 事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、生産者団体・関連団体、保健所と連携して、感染拡大防止を前提として、家畜飼養、集送乳等の継続と安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染と考えられています。令和2年2月21日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省 HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと“8つのポイント”」（厚生労働省 HP）

- 事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。特に、酪農ヘルパー等複数の畜産農家に入出入りする事業者は、体温の測定と記録を毎日行ってください。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
 - ・ 体温 37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、かぜの症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
- また、事業者は、例えば卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業者の業態によって感染予防策を行ってください。

（文中での団体の略称標記について）

- ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・ 協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいくところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- ・ 事業者は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 始業前後、トイレ使用后、畜舎等の畜産関連施設等への入退場時における手洗い、手指の消毒
 - ② 屋内で作業をする場合や屋外でも複数で作業をする場合は、できる限りマスクを着用。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆
 - ③ 通常の清掃に加えて、消毒用アルコールや薄めた家庭用塩素系漂白剤を用いて、特に、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃
- ・ 事業者は、畜舎等の畜産関連施設等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
- ・ 事業者や農業団体においては、畜産関係者による会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、実施方法を工夫してください。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ①換気の悪い密閉空間であった
 - ②多くの人が密集していた
 - ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（3月9日））

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

事業者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業者内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。

このため、事業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・ また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患

(文中での団体の略称標記について)

- ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・ 協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です²。

（3）濃厚接触者への対応

- ・ 事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 事業者は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業者は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染防護策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）」

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください。^{3,4}
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

（1）畜産農家における業務の継続

（文中での団体の略称標記について）

- ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・ 協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

- ・ 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、業務を継続するための体制を予め検討・構築してください。
- ・ 畜産農家の体制の構築に必要な場合、農協等の生産者団体が中心となつて、畜産農家、生産者団体、酪農ヘルパー組合等の関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する体制を検討・構築してください。また、必要に応じ、地方自治体に指導を要請してください。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 畜産農家、生産者団体及び関連事業者との連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の連絡体制の構築（生産者、生産者団体、関連事業者、保健所、行政等）
 - ・ 発生時における生産者からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③生産現場の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
 - ・ 消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④業務継続のための支援
 - 代替要員の確保
 - ・ 代替要員リスト（農協職員、酪農ヘルパー、自治体職員、近隣農家等）の作成
 - ・ 代替要員確保のための管内の他の生産者による酪農ヘルパー利用の調整
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示
 - ・ 代替要員と感染者との接触防止措置（農場内への感染者の立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
 - 代替要員が確保できない場合の措置
 - ・ 一時的な家畜の移動先の選定、移動手段の検討
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- ・ 上記検討事項の④業務継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意してください。
- ア 可能な限り感染者との部屋を分離することとし、部屋数が少ない場合には、仕切りを設けるなどしてください。
- イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定してください。
- ウ マスクを極力着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いうるようお願いします。
- エ こまめな石けんでの手洗い又はアルコール消毒の実施をお願いします。
- オ 定期的な換気をお願いします。
- カ 手で触れるドアの取っ手などの共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きしてください。また、トイレや洗面所は、通常家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
- キ 汚れたりネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクを付け、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。

(文中での団体の略称標記について)

- ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・ 協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨ててください。

(2) 関連事業者（生産者団体を含む）における業務の継続

- ・ 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者は、濃厚接触者の出勤停止措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業者は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(集送乳、酪農ヘルパー等の事業)

【検討事項】

- ①事業者（生産者団体等を含む）における体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 事業者内部での連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の関係会社等（酪農ヘルパー組合、上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・ 発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③事業所や出入りした農場の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 関連農場の特定（出入りした農場と場所、人との接触状況等の聞き取り）
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
- ④事業継続のための代替要員の確保
 - ・ 代替要員リストの作成
 - ・ 代替要員による作業手順の作成
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示

(乳業者等による事業)

【検討事項】

- ①乳業者等における体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 事業者内部での連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の関係会社等（団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・ 関係会社・団体等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③事業所の消毒の実施
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
- ④事業継続のための代替要員の確保
 - ・ 代替要員リスト（他工場からの動員等）の作成

(文中での団体の略称標記について)

- ・ 一般社団法人 全日本畜産経営者協会（全日畜）
- ・ 一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）
- ・ 協同組合 日本飼料工業会（工業会）
- ・ 一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会（〇〇県基金協会）

- ・代替要員による作業手順の作成

(飼料製造業者等による事業)

【検討事項】

- ①飼料製造業者等における体制の整備
 - ・責任者、担当者の選定
 - ・事業部内での連絡体制の構築
 - ・(必要な場合) 社内対策本部の設置
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・発生した際の関係会社等(本社、上部団体、業界団体、荷役会社、運送会社、取引先、保健所、行政等を含む)との連絡体制の構築
 - ・発生時における関係者からの速やかな連絡の要請
 - ・保健所との連絡(濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等)
- ③工場等の消毒
 - ・消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・感染者の担当ライン等の消毒(アルコール等による拭き取り消毒)
 - ・工場、飼料保管施設の消毒等
 - ・飼料運送会社等による飼料配送車、出入りした農場等の消毒の要請
- ④事業継続手段の確認
 - ・代替要員の確保
 - ・自社の他工場での代替製造及び他社工場での委託製造
 - ・代替運搬手段への切り替え
 - ・飼料穀物備蓄対策事業における緊急運搬事業の申請(対農林水産省)等

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

参考

- 1 新型コロナウイルスに関する Q&A (関連業種の方角け) (厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針4 (令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015年6月25日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)

(文中での団体の略称標記について)

- ・一般社団法人 全日本畜産経営者協会 (全日畜)
- ・一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (全日基)
- ・協同組合 日本飼料工業会 (工業会)
- ・一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会 (〇〇県基金協会)